

第10章 出動計画

(趣 旨)

この計画は、火災、救急、救助等の災害に対する警戒と被害の軽減を図るため、出動体制について必要な事項を定めるものとする。

第1節 災害種別毎の出動基準

(火災出動)

第1 第1出動は、火災を覚知し、延焼危険が僅少で最小の消防力で鎮圧できると判断されるとき。

2 第2出動は次の各号に該当する場合。

- (1) 火災警報発令時又はこれに準ずる気象状況下における出火のとき。
- (2) 主要消防対象物又は市街地もしくは密集地等の火災のとき。
- (3) 火災が延焼拡大し、現場指揮者が第1出場では鎮圧困難であると判断したとき。

3 第3出動は、現場指揮者が部隊の増強が必要であると判断したとき。

4 特命出動は、消防長が特に必要と認める場合に出動するものをいう。

5 火災出動種別ごとの出動部隊数は、別表第3のとおりとする。

(救急出動)

第2 第1出動は、覚知と同時に出動するものとし、第2出動及び第3出動は先着救急隊からの要請又は覚知の内容に基づき出動するもので、救急活動は遠野市消防本部救急業務規程（遠野市消防本部訓令第11号）によるものとする。

2 消防署長は、前項の出動に当たり、救急活動の支援等のために必要と認める場合は、P A出動させるものとする。

P A出動に係る出動基準は、別表第4とし、運用要領は資料第6のとおりとする。

3 救急出動種別ごとの出動部隊数は、別表第4のとおりとする。

(救助出動)

第3 救助出動種別ごとの出動部隊数は、別表第5のとおりとする。

(高速道路における災害出動)

第4 高速自動車道における出動部隊数は、別表第6のとおりとする。

(調査(偵察)・警戒等の出動)

第5 災害発生の危険が予測されるときは、調査(偵察)、警戒出動を行うものとする。

2 調査(偵察)、警戒出動及び、その他災害の出動部隊数は、別表第7のとおりとする。

(出動範囲)

第6 管内の出動範囲は、別表第8のとおりとする。

第2節 応援出動

(応援出動等)

第1 他の消防本部等に対する応援出動は、消防組織法に基づき、次に掲げる協定等により行うもので、それぞれの出動計画は第17章の消防応援計画によるものとする。

- (1) 消防相互応援協定 (遠野市、住田町、大船渡消防)
- (2) 消防相互応援協定 (遠野市、釜石市、釜石・大槌消防)

- (3) 遠野市、花巻市消防相互応援協定
 - (4) 消防相互応援に関する協定
 - (5) 東北横断自動車道釜石秋田線（宮守東和間） 消防相互応援協定
 - (6) 新仙人峠道路消防活動に関する覚書
 - (7) 早池峰登山道等救急救助覚書
 - (8) 緊急消防援助隊遠野市消防本部応援等実施計画
- 2 応援出動の決定は次によるものとする。
- (1) 第1号から第5号及び第8号に係る応援出動の決定は、消防長が行う。
ただし、消防長が不在の場合は消防総務課長が行う。
 - (2) 第6号及び第7号に係る応援出動の決定は、消防署長が行う。
ただし、消防署長が不在の場合は消防総務課長が行う。
- 3 出動部隊の編成は、第17章の消防応援計画に定めるものとする。